

答申保第10号
平成21年3月17日
(諮問保第14号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報訂正請求につき不訂正とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成20年3月21日付けで、「平成19年12月26日付け介保第313号保有個人情報不開示決定通知書において不開示とした保有個人情報」の訂正請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月15日付け介保第17号で不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年4月30日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「異議申し立てに係る処分は訂正しない理由において、文書不存在となり開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報ではないと説明しているが、公文書が存在していることが明らかである。よって訂正請求の公文書不存在の訂正しない理由を取り消し、訂正するとの決定を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1に係る特定職員が訂正請求者に直接「部長以上、知事まで決裁を受けている」と説明しているものであり、課長決裁の書面は異議申立人、つまり訂正請求者に通知すべき書面ではない。回答する氏名を間違えている。他に公文書が存在している。よって異議申立書に係る処分は違法・不当である。

イ 開示請求2については、訂正請求者宛てに対する公文書であるが、訂正請求者の監

査における介護保険課特定職員への相談・苦情の内容が相違する行政処分は鹿児島県知事の決裁が必要である。介護保険課が利用目的のために苦情相談を適切に処理するのであれば、他に公文書が存在する。

ウ 訂正請求者宛ての氏名は、同姓同名への別人であり、訂正請求者の苦情・相談の回答ではない。よって、違法・不当である。

エ 開示請求1の保有個人情報においては、決裁を受けたその直後において県庁・介護保険課会議室という介護保険課の特定職員の職場内であり、その判断を誤る場所ではない。その直後において決裁を受けたとする部長以上知事を決裁者とするなら、本件訂正請求者に説明したその日時がすべてである。よって、文書不存在ではない。説明責任における開示を求めているだけである。他に公文書を滅失しているか、隠滅しているかであり、口頭説明と開示文書が一致していない。よって、個人情報も一致していない。

オ 開示請求2の保有個人情報も、特定職員が行政手続法による異議申立書の確認を訂正請求者に2度行っている。その確認に対し、本件訂正請求者は行政手続法による異議申立てであると通知している。よって、県の事務処理規程から、本件開示請求2の決裁書面たる公文書は、伊藤祐一郎の決裁書面である。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が処分理由説明書で述べている処分理由は、要約すると以下のとおりである。

- (1) 条例第26条第1項の規定により、保有個人情報の訂正を請求するには、同項第1号及び第2号の開示を受けていることが前提となっている。
- (2) 訂正請求のあった保有個人情報については、文書不存在のため不開示となっており、当該訂正請求は、条例第26条第1項第1号及び第2号に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に関する訂正請求ではないため、不訂正の決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年5月28日	諮問を受けた。
6月20日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
6月26日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
7月23日	異議申立人から意見書を受理した。
平成21年1月19日	諮問の審議を行った。
2月16日	諮問の審議を行った。
3月17日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成19年12月26日付けで不開示決定処分を行った異議申立人に係る保有個人情報についてされたものである。

異議申立人の異議申立書によると、公文書が存在していることは明らかであることから訂正を求めるというものであり、これに対して実施機関は、当該訂正請求は、条例第26条第1項第1号及び第2号に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に関する訂正請求ではないため、不訂正の決定を行ったと説明している。

イ 条例第26条第1項該当性について

条例第26条第1項は、「何人も、自己を本人とする次に掲げる保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」とし、訂正請求の対象となる保有個人情報は同項第1号及び第2号に掲げるものであり、これらの規定では条例又は他の法令等により開示された保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

本件訂正請求のあった保有個人情報については、開示決定に基づき開示を受けたものではないことは明らかであることから、条例第26条第1項に規定する訂正請求の対象となるものではない。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。